

### 特別規則書

- 第1条 大会名称  
2013 エビスミニバイク 90 分耐久レース
- 第2条 主催者・申込先  
エビスポーツクラブ  
〒964-0088  
福島県二本松市沢松倉 1 番地  
TEL : 0243-24-2972 FAX : 0243-24-2936
- 第3条 開催場所  
エビスサーキット東コース (2061m)
- 第4条 開催日及びレース内容・開催クラス  
1. 開催日  
2013 年 11 月 3 日 (日) \*LOVE&PEACE レース第3戦併催  
2. レース内容  
ミニバイクによる 90 分耐久レース  
3. 開催クラス  
①SP クラス (2st50cc 以下/4st100cc 以下 ノーバル・SP 仕様車両)  
②2st オープンクラス (2st85cc 以下の改造車輛)  
③4st オープンクラス (4st125cc 以下の改造車輛)
- 第5条 参加資格  
1. ライダー  
ライダーは 1 チーム 1~2 名  
原付以上の運転免許証所持者。但し、満 20 歳未満のライダーは参加申込書の誓約書に親権者の署名と捺印 (実印) と印鑑証明書を必要とする。  
2. ピットクルー  
ピットクルーは 1 チームに付き 1 名以上 4 名までとする。
- 第6条 参加申込・申込料金  
1. 受付期間  
10 月 3 日~10 月 21 日 (月)  
2. 申込料金  
10000 円 (保険料込み)
- 第7条 参加申込  
申込用紙に必要事項を記入、捺印の上現金書留にて申込先宛に送付する。  
\* 電話・FAX による申込受付は一切しない。
- 第8条 参加定員  
全クラス合計 40 台まで
- 第9条 参加受理  
必要事項を記入した出場申込書、参加料を事務局が受理したのに対し、参加受理書が送付される。

- 一旦受理した参加料は延期及び中止等に合致しない限り払い戻しはされない。
- 第10条 車輛の変更・ライダーの変更・追加  
車輛の変更、ライダーの変更・追加は開催日の 10 日前までなら変更可能。それ以後も変更のみ受付はするが手数料が必要となる。

変更事項	変更終了時間	手数料
ライダー変更	選手受付終了時間	5000 円
車輛変更	車検終了時間	5000 円

- 第11条 燃料  
ガソリンはサーキットで販売しているものを使用すること。保管は携行缶とする。
- 第12条 公式通知及びタイムスケジュール  
本規則に記載されていない競技運営に関する実地細則、タイムスケジュール及び参加者への指示は公式通知によって示す。
- 第13条 装備  
LOVE&PEACE 競技規則書に合致した装備を着用すること。脊椎パット・ヘルメットリムーバー・チェストプロテクターの装着を義務とする。
- 第14条 フリー走行  
前日の特別スポーツ走行、当日フリー走行が行われる場合、登録されているライダーであれば ESC ライセンスを問わず走行可能とする。

①前日 (1 走行料金)	ESC 会員 1500 円 一般 2000 円
	*別途保険 500 円/1 日 1 回
②当日	無料

- 第15条 選手受付  
受付時間・場所はタイムスケジュールもしくは公式通知に示す。受付時には本人または参加者が下記のものを持参しなければならない。

①参加受理書	②運転免許証
③車輛仕様書	⑤アンケートなど

- \* 健康保険証は万が一のケガの場合に備えて準備しておいてください。
- 第16条 車輛検査  
1. 車検の確実性、トラブルの早期発見のため、整備操作した車輛を持ち込むこと。  
2. 車検印のある車輛仕様書を持参の上、車輛・装備一式・携行缶を車検場に持参すること。  
3. 車検の時間はタイムスケジュールに示す
- 第17条 フリーフィン  
ライダー本人が出席すること。
- 第18条 パドック及びピットの使用  
ピット割がある場合はそれに従いピットを使用する。ピット裏パドックなどの使用制限はないが常識の範囲内で他の参加者達と共にモラルの範囲内で使用すること。使用は午後 6 時までし、保安午後 7 時までには退園すること。但し、公式通知にて使用を定めた場合はこれに従うものとする。

- 第19条 医療施設の利用義務  
1. 負傷した際には必ず最初に施設の医務室で診断を受け、事故報告書に記載する。レース日当日以外の事故の場合は事務所で報告書の記載・手当を行うこと。  
2. 事故報告書の記載がないと保険が適用されないこともあるので必ず記載すること。  
サーキット指定病院  
柵 (ます) 記念病院 福島県二本松市住吉 100  
電話番号 : 0243-22-3100
- 第20条 参加者の遵守事項  
1. すべての参加者は競技期間中、競技支持に従わなければならない。  
2. すべての参加者は主催者・競技役員・大会関係者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。  
3. すべての参加者代表は、自分の言動はもちろん、チームのライダー・ピットクルー・ゲストなど全員の言動及び行動について責任を持たなければならない。
- 第21条 主催者の権限  
主催者は次の権限を有するものとする。  
1. 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく参加者、ライダー、ピット要員を選択あるいは参加を拒否することができる。  
2. チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム、結果表への記載への拒否または変更を命じることができる。  
3. すべての参加者・ライダー・ピット要員の肖像権および参加車輛の音声・写真・映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第3者が使用することに許可できる。  
4. 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後でも参加を拒否することができる。
- 第22条 予選  
タイムスケジュールに示された時間内で予選を行う。時間内であれば受付済みのチームライダーなら交替が可能。トータルのベストタイムが予選データとなる。
- 第23条 決勝レーススタート  
スタートはスタンディングスタートとする。スタートライダーは登録された第1ライダーとする。変更する場合はフリーフィン終了時間に申し出ること。
- 第24条 スタート進行  
1. スタート前チェック  
タイムスケジュールに従い、コースインゲートにてスタート前チェックを受けること。受けない場合は出走できない。  
2. サイティングラップ開始  
サイティングラップ開始後のグリッドとピットにおいては余熱以外のタイヤウォーマーは禁止とする。グリッド上での給油は禁止される。  
3. ウォームアップラップ開始 5 分前ボード  
グリッド上で 5 分前のボードが掲示される。  
4. ウォームアップラップ開始 3 分前

グリッド上で3分前のボードが提示される。全ての調整はこの3分前ボードが出る前に完了しなければならない。この時点でライダー1名につき1名のメカニックとそのライダーのために傘を持って立つもの1名、主催者の認めるプレス関係者、及び必要なオフィシャル以外の人間は全員グリッドから退去しなければならない。タイヤウォーマーは取り外さなければならない。

5. ウォームアップラップ1分前  
グリッド上で1分前のボードが提示される。エンジンスタータート始動開始。この時点でライダー1名につき1名のメカニック以外の全員がグリッドから退去する。このメカニックはライダーが押しがけするのを助けその後速やかにグリッドから退去する。
6. ウォームアップラップ開始30秒前  
グリッド上で30秒前のボードが提示される。全ライダーはエンジンが始動している状態でグリッドの所定の位置につかなくてはならない。これ以降メカニックの援助は禁止される。マシンをスタートできないライダーはマシンをピットレーンに移動し、そこでさらにマシンが始動するよう試みることができる。このようなライダーはピットレーンからウォームアップを開始することができる。
7. ウォームアップラップ開始  
ウォームアップラップの開始を示すために緑旗がフラッグタワーで振られる。オフィシャルの誘導で1列ずつスタートし、1周する。グリッドに戻ってきたライダーはエンジンを始動させたまま、フロントホイールをラインに合わせ所定の位置につかなくてはならない。
8. シグナルによるスタート  
レッドシグナルが2~5秒点灯され、消灯された時点でスタートとなる。ジャンプスタートをしたライダーに対しては30秒のタイム加算もしくはストップ&ゴーのペナルティーが与えられる。
9. スタートディレイド  
スタート時の安全を脅かすようなトラブルが発生した場合、スタートを受け持つオフィシャルがイエローライトを点滅させ「スタートディレイド」及び「エンジンスタープ」のボードを提示する。この場合ライダーはエンジンを停止させなければならない。スタート手順は1分前から再開される。

## 第25条

- レースの中断  
競技の続行が不可能と判断された場合、赤旗掲示により競技を中断する場合がある。その場合全ポストにて赤旗が振動表示される。
1. 再スタートの方法  
①スタートがやり直される場合は原則として中断前と同じ方法とする。ヒートレースとなった場合は次のいずれかとする。
    - 1) スタンディングスタート
    - 2) ローリングスタート
    - 3) セーフティーカースタート

- ②再スタートのスターティンググリッドは次のいずれかとする。
  - 1) 中断された直前までの順位(全て再スタート)
  - 2) 直前のヒートの順位(3ヒート以降の場合)
  - 3) 中断された時点のコントロール・ライン通過順
  - 4) 予選結果
  - 5) その他、レースディレクター・競技監督の決定

## 2. 順位の決定

- ①再スタート行わない場合
  - 1) 赤旗が表示された時点でコース上を走行している全ての全ての競技者がレース状態でコントロール・ラインを通過した時の計測結果に基づき、周回数が多いものが上位となる。
  - 2) 多数のヒートに分かれてレースが行われた場合
    - a. 各ヒートレースの走行周回数を合算し、周回数が多いものが上位となる。
    - b. 周回数が同じ場合は、最終ヒートのコントロール・ライン通過順とする。

## 3. レースの成立は次のように定める。

- ① 赤旗表示時点で<2.順位の決定①1)>の周回数が3周末満の時は、最初のスタートは無かったものとし、スタートをやり直す。
- ② ①以外の時は、レースディレクター又は競技監督の決定によって次の通りとする。
  - 1) ヒートレースとして再スタート。この場合ヒートの数は定めない。
  - 2) レースは成立とし、再スタートは行わない。この場合コントロール・ラインではチェッカーフラッグも併用して表示される。
- ③ 1) 2) の場合において再スタートの後の周回数/時間は短縮される場合がある。

## 第26条

- セーフティーカー導入手順について
1. レースを停止(赤旗)するほどではないが、現場処理を黄旗だけでは安全を確保出来ない場合、セーフティーカーを使用して一時非競技化する場合がある。
  2. フラッグタワー及びすべてのオブザベーションポストに於いて「SCボード」「ホワイトクロス旗」を表示する。
  3. ライダーは追い越し禁止、セーフティーカー先導走行に備える。
  4. セーフティーカーを追い抜くことは禁止される。ただし、セーフティーカーがトップの車輛の前にコースインできなかった場合、セーフティーカーとトップの車輛の間にある車輛に対し、セーフティーカーを追い抜くように指示する。セーフティーカーを追い抜いた車輛は車輛を十分コントロール出来る速度で隊列の後方へ着くこと。
  5. 原則として全車(ピットイン車輛を除く)がセーフティーカーの後方へ追従するまで走行を続ける。セーフティーカーがトラックから離れる際は、追従する車輛が確認できる場所で回転灯を消灯する。セーフティーカーがトラックから離れた時点で全てのオブザベーションポストにおいて「緑旗」が振動表示され

る。  
再スタート後、各自がコントロール・ラインを通過するまで追い抜きは禁止される。  
セーフティーカー導入中、ピットに入ることができる。ただし、トラックに復帰する際はピットの出口信号灯が「青色」点灯またはオフィシャルの指示があったときだけコースインすることができる。この際に発生するハンディキャップは一切考慮されない。  
ジャンプスタートのペナルティー

## 第27条

- スタート合図が行われる前に自分のスタートポジションから移動した場合は下記のいずれかのペナルティーが課せられる。
1. 競技結果への30秒加算。
  2. ストップ&ゴーペナルティー
    - ① 所定の場所での一旦停止(停止時間を定める場合もある)
    - ② 当該ライダーに「STOP」の文字の下に車輛ナンバーを付した一体型ボード(ペナルティー・ストップボード)をコントロール・ラインで掲示する。
    - ③ 3回目の掲示を受けた周にピットインをせず、ペナルティーを実行しない場合、当該チームは失格となる。
    - ④ 同時に複数の違反が発生した場合、原則的に1台ごとに停止される。停止の順番は予選タイムによる。ボードは複数同時に提示する場合もある。

## 第28条

ライダー交替・ピットストップ義務  
ライダー1名での最長運転の時間は自由とする。但し、最低1回各チームの指定されたピット前にピットストップすること。

## 第29条

- レース中の行為
1. 走行中、コース上にオイルなどの液体をまき散らす恐れのあるようなトラブルが発生した場合、そのライダーはピットまで戻ろうとはせず、コースアウトして安全な場所に車輛を止めること。
  2. コントロール・ラインにおいてオレンジボウル(黒地にオレンジの円)の旗を掲示する場合がある。これは1.のトラブルにより、本人及び後方から来るライダーにも重大な危険を及ぼすと判断された場合に提示される。尚、提示されたライダーは、速やかに車輛をコース上から退去し安全な場所に止めること。この旗は各ポストに於いても提示される場合がある。これに従わない場合は、最低10000円以上の罰金または失格の罰則が課せられる。
  3. ピットロードの制限速度は40km/hとする。

## 第30条

レースの遵守事項  
各参加者、ピットクルーは競技役員の指示に従わなければならない。  
違反行為に対するペナルティー  
コース内での逆走禁止  
コース内・ピット内での喫煙禁止

走行中、コース上で走行不能になった場合は、グリーン奥に車輛を移動し、ライダーは安全な場所に避難すること（ヘルメット着用）。

第 31 条 競技の終了  
いかなる中断があった場合でも最初のレーススタートから 90 分（1 時間 30 分）経過後のレースリーダーからチェッカーフラッグが掲示されレースが終了となる。またレースの終了は先頭ライダーがチェッカーを受けてから 3 分後とする。

第 32 条 順位決定  
1. 規定時間内に多くの距離（周回数）を走ったチームを優勝とする。  
2. 原則として規定時間後にレースリーダーからチェッカーフラッグが提示される。やむを得ず、レースリーダーから提示できない場合は、チェッカーフラッグが掲示される直前に全車がレース状態でフィニッシュ/コントロールラインを通過した順とする。  
3. 赤旗中断の時は第 25 条による。

第 33 条 賞典  
賞典の対象は出場台数により決定する。クラスが混走の場合はクラス毎の台数で算出して賞典が与えられる。

1 位～6 位・・・トロフィー+副賞

参加台数	賞典対象	参加台数	賞典対象
3 台まで	1 位のみ	4～6 位	2 位まで
7～9 位	3 位まで	10～12 台	4 位まで
13～14 位	5 位まで	15 台以上	6 位まで

第 34 条 燃料  
すべての出場車輛はエビスサーキット東コース内で供給するものを使用しなければならない。

第 35 条 車両規定  
1. 出場車輛総合仕様  
① ブレーキは前後にそれぞれ安全で独立した有効なブレーキを備えなくてはならない。  
② ハンドルは左右一杯に切ったときにライダーの指を挟まれないように燃料タンク、カウリング等に間隔を確保しなければならない。  
③ クラッチレバー、ブレーキレバー、グリップラバーの変更は可。ただし、その先端に丸みを持たせなければならない。  
④ 全クラス、サイドスタンドのステーの切除が望ましい。  
⑤ 取り外さなければならないものは、バックミラー、スタンド類、キャリア等。またヘッドライト、ウインカー、テールランプなどは取り外すかテープングを施さなければならない。  
⑥ 全車アンダーカウルの装着は義務とする。使用している車輛のエンジンオイル容量をためることのできる容量と形状を確保している必要がある。  
⑦ オイルドレーンボルト及び給油口（エンジンオイル・ミッションオイル）は必ずワイヤーロックを施すこと。

- ⑧ ガソリンキャッチタンク及びラジエーターキャッチタンクは 200cc 以上のものを転倒時に影響のない場所に頑丈に取り付けなくてはならない。  
⑨ アクスルシャフト（前後）はロックナットまたは割ピンをしようすること。  
⑩ 他のライダーに危険及び迷惑を及ぼす改造をしてはならない。  
⑪ 12 インチタイヤ使用車輛は（株）ブリヂストン様、住友ゴム工業（株）様製造の競技専用タイヤのみとする。またサイズにかかわらずスリックタイヤは使用できない。尚、12 インチ以外のタイヤの銘柄は指定しないが自転車のスピードレンジにあったタイヤを利用すること。

メーカー	フロント	リア
ダンロップ	KR336,KR337	kr336.KR337
ダンロップ (Rain)	KR345	KR345
ブリヂストン	RACING BATTLAX S01	RACING BATTLAX S02
ブリヂストン (Rain)	BATTLAX BT 601SS Wet SCS02023 SCS02024	

- ⑫ チェーンカバー（リアフェンダーがチェーンカバーを兼ねているものでも可）及びリヤスプロケットガードは必ず取り付けなくてはならない。  
⑬ エキゾーストパイプの先端を含む全ての鋭利な部分は、最低 2mm 以上で丸みをおびせていなければならない。  
⑭ ゼッケンナンバー  
フロントと両サイドまたはシートカウルの上部にゼッケンナンバーが装着され、オフィシャルと観客が明白に認識できるようにしなければならない。色の指定はないが、蛍光色や反射するなど見にくい色は避けること。  
⑮ サポートナンバー  
全車両はアンダーカウルの左右にサポートナンバーを取り付けなければならない。取付位置はアンダーカウル内で前後のタイヤの上部を結ぶ下部内とし、アンダーカウルの後端部を推奨する。文字の色は黒か白とする。

2. SP クラス  
① 下記以外の変更・改造は一切不可。  
② 参加車両は 2 サイクルの 50cc 以下、4 サイクル 100cc 以下とする。またメーカー純正であってもオーバーサイズのピストンの使用は不可。  
③ キャブレターはセッティングインナーパーツの変更、インテークチャンバーの取り外しとその後の処理のみ可。  
④ リミッターのカット及び、CDI ユニットの改造変更は可。ワイヤーハーネスの改造、変更も可。但し、メインキーを取り外した場合は必ずキルスイッチを装着すること。

- ⑤ スプロケット、チェーン、チェーンサイズの変更は可。  
⑥ スパークプラグ、プラグキャップの変更は可。  
⑦ 始動機構関連部品の取り外し及びセルモーターなどの取り外しは可。  
⑧ カウル類は市販時のままが望ましいが、材質変更・形状変更は可。  
⑨ ブレーキレバー、パッド、シューの材質、ブレーキオイル、ブレーキホース、バンジョーボルトの変更は可。  
⑩ 各メーター、メーターケーブル、スピードメーターケーブルの駆動ギアの改造変更、取り外しは可。  
⑪ バッテリー及び充電コイルの取り外しは可。  
⑫ ステアリングダンパーの取付は可。ただしステアリングストッパーとの併用は不可。  
⑬ 全ての車輛は原動機形式及びフレーム形式の異なる車輛の部品を使用することはできない。  
⑭ エアクリナー及びボックス、エレメントの改造変更、取り外しは可。  
⑮ 2 サイクル車の分離給油のオイルポンプの取り外しは可。  
⑯ アクセルワイヤー、アクセルグリップ部の改造変更は可。  
⑰ ハンドルバー、及びトップブリッジの改装変更は可。  
⑱ マフラーの改造、変更は可とする。  
⑲ サイレンサーのテールエンドパイプは路面と水平が望ましい。またサイレンサーは後輪最後端の垂線より後ろに出してはならない。  
⑳ サスペンションの変更はリヤのみ可。またフロントについてはスプリング、オイルの変更、インナーバルブの変更、改造及びイニシャルアジャスターの取付のみ可  
3. オープンクラス  
① 下記の改造範囲外の改造変更は可とする。  
② 2 ストオープン車輛は一般市販車ベースの改造車で、排気量 85cc 以下ミッション付きクランクケースを使用すること。  
③ 4 ストオープン車輛は一般市販車ベースの改造車で排気量 125cc 以下のミッション付きクランクケースを使用しなければならない。500cc 以上のキャッチタンクを装着しなければならない。特に排気音量には注意すること。